

## 災害補償規定

(大林組協力会社災害防止協会/全国労災補償制度)

### 第1章 総則

#### 【目的】

第1条 この規定は、補償対象者（補償対象者の範囲は別表1の通りとする。以下同様とする。）が当社の業務（下請負人については当社から請け負った業務）に従事している間および通勤途上に傷害を被った場合の補償について定める。

#### 【保険の手配】

第2条 会社はこの規定の運営のために、従業員の安心保険契約を日本興亜損害保険株式会社と締結し、その保険料を負担する。

### 第2章 業務上補償

#### 【業務上補償】

第3条 補償対象者が業務上（通勤途上を含む。以下同様とする。）の事由により傷害を被り、死亡したとき、身体に後遺障害を残したとき、会社は、第2条に定める保険契約の保険金が支払われる範囲で、この規定に基づき当該補償対象者または遺族に対して補償を行う。

2、会社はこの規定による補償を行った場合においては、同一の事由についてはその金額の範囲内において、民法による損害賠償の責を免れる。

#### 【業務上補償の種類】

第4条 前条に定める補償は次のとおりとする。また、第2条に定める保険契約以外の他の損害保険契約の保険金は当該契約締結時の取り決めに従い別途加算する。

#### （1）業務上死亡補償金

業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に死亡した場合は、遺族に対し、別表2の業務上死亡補償金を支給する。但し、業務上後遺障害補償金を支給後に死亡した場合は、業務上補償金からすでに給付を行った業務上後遺障害補償金の額を控除した差額を支給する。

#### （2）業務上後遺障害補償金

業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、当該補償対象者に対して別表2の業務上死亡補償金の額に後遺障害の程度に応じて定めた別表3の割合を乗じた額を業務上後遺障害補償金として支給する。

### 第3章 補償金の給付

#### 【事故の通知】

第5条 補償対象者またはその遺族がこの規定の定めるところによって補償を受けようとするときは、事故の日の後、直ちに事故日時、事故発生状況および傷害の規定を書面により会社に通知しなければならない。

#### 【書類の提出】

第6条 補償対象者またはその遺族がこの規定の定めるところによって補償を受けようとするときは、所定の書類に必要事項を記載し、速やかに会社に提出しなければならない。

#### 【他の給付との関係】

第7条 この規定による補償金は政府労災保険等、他の給付制度とは関わりなく支給する。

附則

#### 【施工時期】

この規定は、平成20年4月1日より実施する。

別表1

業務上補償
役員
使用人
下請負人、その役員・使用人

別表2

補償の種類	業務上補償
死亡補償金 後遺障害補償金（最高）	1,500万円